

2022 年精神衛生法改正と司法院

研究分担者：柑本美和（東海大学法学部教授）

研究協力者：松木 崇（横浜仲通り法律事務所 弁護士）

台湾の精神衛生法改正に参画した裁判官・学者・医師らと懇談した。法施行の準備が進められている最中に、立法段階から関わってきた実務家の「生の声」を聞く貴重な機会であった。今後も両国の交流を深め、司法精神分野の発展に寄与することが期待される。

A. 研究の背景と目的

台湾では、2022 年の精神衛生法改正により、精神科病院への強制入院が裁判所の判断に委ねられることとなった。このことに対する司法院の意見を伺うために、本インタビュー調査を実施した。

B. 方法

2024 年 3 月 11 日、台湾の司法院少年及家事庁に懇談昼食会の席を設けていただいた。

C. 結果／進捗

1 台湾の司法院は、日本の裁判所に相当する国家機関である（司法院 HP [司法院全球資訊網-關於司法院-司法院簡介-司法院簡介\(judicial.gov.tw\)](#)参照。なお、同 HP には司法院のあらまし、事件審理の流れ、組織図等の基本的な情報が掲載されており、実にありがたいことに日本語訳も準備されている。）。司法院少年及家事庁は、日本でいえば最高裁判所事務総局家庭局に位置づけられることになろうか。

台湾側の懇談昼食会の参加者は以下の方々であった（※法院は裁判所、法官は裁判官の意。CRPD の国内法化や今回の法改正の立案に携わった方々も参加されていた。）。
謝靜慧 司法院少年及家事庁 庁長

李昆霖 司法院少年及家事庁 副庁長

陸怡璇 司法院少年及家事庁 調辦法法官

呂寧莉 台湾高等法院 法官

呂煜仁 台湾高等法院 法官

林奕宏 台湾台北地方法院 法官

黃士軒 国立政治大学 副教授

吳建昌 国立台湾大学病院 臨床神経学及び行動医学センター副所長

ト美君 司法院少年及家事庁 科長

2 乾杯に先立ち、司法院少年及家事庁の謝靜慧庁長から

- ・（午前中の視察先であった）松徳病院と司法院は、精神衛生法や責任能力といった領域において従前から深い関わりをもってきたが、今般の精神衛生法改正により、裁判所に強制入院の判断が委ねられることとなったため、より一層関係が深まっている。
- ・現在、台湾は制度の分岐点にある。今後、強制入院は医師 2 名の診断の後に、裁判官と医師 1 名（さらに患者の権利擁護関係者の 3 名）の判断でなされるため、日本の医療観察法における裁判官と医師による審理や関係構築・連携に非常に関心をもっている。
- ・医師たちの改正法への評価は必ずしも好意的なものではなく、医師 2 名の診察を経て強制入院が必要と判断したにもかかわらず、参審員である医師 1 名の意見で覆すことが

できるようになることへの抵抗がある。

- ・精神衛生法の「嚴重病人」に該当するか否かは、従前は精神科医師の臨床の知見に依拠してきたが、その認定が裁判所に委ねられることになるから、証拠法則を含め審理のあり方など様々な課題に直面している。
- ・改正法施行を控えて全国6カ所で模擬裁判が予定されており、模擬裁判を通じて様々な検証がなされる予定である。
- ・今回の懇談会が両国の司法精神分野の交流の発展に寄与することを期待する。

などと、我々の訪問目的・関心事の核心に触れるご挨拶をいただいた。

3 返礼の挨拶に立った柑本美和教授は、今回の視察団の台湾訪問の目的について

- ・日本では CRPD の発効を受けて 2020 年に精神保健福祉法改正を行ったものの、長期の非自発的入院、身体拘束等の精神科医療における人権課題は積み残しになっており、2022 年に障害者権利委員会からも厳しい指摘を受けている。
- ・2024 年 4 月から厚労省の検討会を設けて法改正の準備を進める予定であるが、日本の議論においても非自発的入院は司法判断によるべきとの意見も強いことから、日本に先だって法改正を実現した台湾の知見に学びにきた。

などと述べたうえ、多忙かつ法改正や実務に重要な役割を果たされている方々に出席していただいた懇談昼食会の開催に感謝の言葉を沿えた。

4 乾杯後は、参加者全員で円卓ならではの皿の料理を分け合いながら、隣席はもちろん、離れた席でも、時に英語を交えながら、両国の司法・精神医療分野を話題に、熱のこもった懇談がなされた。2 時間余りで散会となったが、時間の許す限り、その後も立ち話にも

花が咲いたようである。

両国の制度の立案や実務に深く携わる参加者の交流が、今後のこの分野の発展に寄与することは疑いようもない。

末尾になるが、この懇談昼食会は、司法院少年及家事庁はもとより、李茂生国立台湾大学名誉教授、吳建昌医師、洪志軒弁護士のご尽力で実現したものである。心から御礼申し上げます。

以上

D. 考察

既述の通りである。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

文献 なし